

議題3 介護保険制度の改正に伴う地域包括ケアシステム について

- 1) 生活支援体制整備事業では、28年度、地域包括支援センターで町内会長らによる「モデル協議体」を8小学校区につくるといいますが、進捗状況はどのようなか。
- 2) 生活支援コーディネーターの養成はどのように行われているか。
- 3) 要支援1・2の高齢者への生活支援サービスは、介護保険から市が行う「新たな総合事業」に移行されるわけだが、その認定にあたっては、従前の要介護認定を経るべきと思うがどうか。
- 4) 新たな総合事業を進めるには、国が求めるようなボランティア頼みでは限界がある。市独自のヘルパー養成が重要だと思うが、どのような見込みを持っているのか。
- 5) 認知症サポーター講座の受講者拡大策はどのようなか。コンビニにも従業員に受講してもらうことで徘徊高齢者の保護など連携が図れるのではないか。
- 6) 在宅医療・介護連携システム整備事業の進捗はどのようなか。
- 7) タブレット端末の利活用をはじめとするICT（情報通信技術）による医療職と介護職の多職種連携・促進が求められているが、本市ではどのように進めているのか。
- 8) 消費税のアップ分を社会保障にあてる「地域医療介護総合確保基金」については、住民がその効果を実感できるよう介護の人材養成に向けたなど「見える化」を図るべきと思うがどうか。